

目次

第1章 総則（第1条 - 第6条）

第2章 節水施策の推進

第1節 雑用水道の設置等（第7条 - 第16条）

第2節 節水型機器の使用奨励等（第17条 - 第19条）

第3章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、水資源に恵まれない本市の状況に鑑み、水の有効利用及び節水に関する市民、事業者及び市のそれぞれの責務を明らかにするとともに、雑用水道の設置その他の節水を推進するために必要な措置を講じることにより、市民の健康で文化的な生活及び健全な都市活動に必要な水の安定的な供給を図り、もって環境にやさしく湯水に強い都市づくりに資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 大型建築物 新築し、又は増築する場合における次のいずれかに該当する建築物をいう。

ア 建築物を新築する場合にあっては、当該建築物（専ら共同住宅、寄宿舍、倉庫又は駐車場の用途のいずれか一の用途に供されるものを除く。）の延べ面積が基準面積以上のもの

イ 建築物を増築する場合にあっては、当該建築物の増築される部分（当該部分が専ら共同住宅、寄宿舍、倉庫又は駐車場の用途のいずれか一の用途に供されるものを除く。）の床面積の合計が基準面積以上のもの

(2) 対象建築物 次に掲げる大型建築物の区分に応じ、それぞれに定める建築物又はその部分から、共同住宅、寄宿舍、倉庫、駐車場その他規則で定める用途に供される部分を除いた部分（以下「節水対象部分」という。）の床面積の合計が基準面積以上の大型建築物をいう。

ア 前号アに掲げる大型建築物 当該大型建築物

イ 前号イに掲げる大型建築物 当該大型建築物の増築される部分

(3) 基準面積 5,000平方メートル（第9条第1項に規定する促進区域内にあっては、3,000平方メートル）をいう。

(4) 雑用水 水道水以外の水で水道水と比較して低水質のものをいう。

(5) 再生水 福岡市再生水利用下水道事業に関する条例（平成15年福岡市条例第42号。以下「再生水条例」という。）第2条第1号に規定する再生水をいう。

(6) 再生処理施設 再生水条例第2条第2号に規定する再生処理施設をいう。

(7) 雑用水道 水洗便所の使用に伴う洗浄の用途その他の用途で規則で定めるもの（以下「特定用途」という。）に使用する水として雑用水を供給する施設をいう。

(8) 個別循環型雑用水道 建築物からの排水を処理して得た水を当該建築物又は当該建築物の敷地若しくは当該敷地を含む一団の土地に存する建築物において雑用水として使用する方式の雑用水道をいう。

(9) 広域循環型雑用水道 再生処理施設から供給を受けた再生水(供給を受けた後において再生水を処理した水を含む。)を雑用水として使用する方式の雑用水道をいう。

(10)非循環型雑用水道 雨水その他の水（建築物等からの排水（雨水を除く。）及びこれを処理して得た水、再生水並びに水道水を除く。）を貯留し、又はこれを供給する施設から供給を受けた水を雑用水として使用する方式の雑用水道をいう。

（市民の責務）

第3条 市民は、水資源が有限であることを認識するとともに、水の有効利用及び節水に常に努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動を行う場合においては、水の有効利用及び節水に関し必要な措置を講じるよう努めなけれ

ばならない。

2 事業者は、特に渇水時においては、生活用水を確保するため、市に協力して節水の推進に努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、水の有効利用及び節水を推進するため、漏水防止、配水調整、市民及び事業者に対する節水意識の啓発、節水方法及び貯水量等の水源に関する情報の提供その他の必要な施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、渇水のおそれがあるときは、速やかに、必要な水の確保に努めるとともに、水源における貯水量等の状況等に応じて必要な組織を設置し、市民及び事業者への情報の提供、節水の協力要請その他の必要な措置を講じることにより、渇水の対応に努めるものとする。

(節水と関連する施策の総合的な推進の確保等)

第6条 市は、前条の施策等を推進するに当たっては、水の安定的な供給及び健全な水循環が確保されたまちづくりを推進するための次に掲げる施策が、同条の施策等と一体性を保ち、かつ効果的なものとなるように配意しなければならない。

(1) 水源地域及びその流域との連携、水源かん養機能の向上その他の水の安定的な供給のために必要な施策

(2) 雨水の貯留利用の拡大、雨水が浸透する施設の普及による地下水のかん養、下水処理水の利用拡大その他の健全な水循環系の構築を図るために必要な施策

2 市は、前条及び前項に規定する施策等を実施するために必要な財源の確保に努めるものとする。

第2章 節水施策の推進

第1節 雑用水道の設置等

(雑用水道の普及等)

第7条 市は、雑用水道の普及を図るために必要な措置を講じるとともに、市の施設に雑用水道を設置するよう努めるものとする。

(雑用水道の設置義務)

第8条 対象建築物の建築主は、当該対象建築物の節水対象部分における水の供給のための設備のうち水洗便所の使用に伴う洗浄の用途に供される設備の部分(以下「特定設備」という。)については、雑用水道としなければならない。ただし、次条第1項の促進区域以外の区域にその敷地を有する対象建築物については、再生水が供給される場合を除き、広域循環型雑用水道を設置することができない。

2 前項の規定により設置すべき雑用水道は、その設置すべき対象建築物において複数の方式が併用されたものとしてすることができる。

(雑用水道設置促進区域)

第9条 市長は、事業所その他の施設が集中して設置されている地域又は設置されることが想定される地域であって、当該地域における水の需要が多く、当該地域において特定用途に使用される水を雑用水とすることによって節水を効果的に推進できると認められる地域を、雑用水道設置促進区域(以下「促進区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、促進区域を指定するときは、あらかじめ規則で定める事項を告示するものとする。

3 促進区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生じる。

4 市長は、必要があると認めるときは、促進区域を変更することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による促進区域の変更について準用する。

(技術基準等)

第10条 市長は、雑用水道の構造及び機能に関する基準(以下「技術基準」という。)を定めるものとする。

2 第8条第1項の規定により対象建築物に設置すべき雑用水道は、技術基準に適合するものでなければならない。

3 建築主が前項の雑用水道を対象建築物に設置した場合において、同時に当該対象建築物の節水対象部分における水の供給のための設備のうち特定設備以外の設備の部分に雑用水道としたときは、建築主は、その雑用水道についても技術基準に適合させなければならない。

4 技術基準は、規則で定める。

5 市長は、技術基準のほか、技術基準により確保される水準よりも高度な水準で雑用水道を安全かつ有効に利用できるようにするための雑用水道の計画、構造、施工及び維持管理に関する指針を定めることができる。

6 対象建築物の建築主は、その設置する雑用水道について、前項の指針に適合させるよう努めなければならない。

(節水計画書の提出)

第11条 建築主は、大型建築物を新築し、又は大型建築物となる建築物を増築する場合には、これらの大型建築物に係る法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知(以下「建築確認申請等」という。)をしようとする日の30日前までに、当該大型建築物に係る節水対象部分の

床面積の合計、雑用水道の方式、節水量その他給排水施設に関する事項を記載した書類及び図面（以下「節水計画書」という。）を市長に提出し、当該工事に着手する前に、当該大型建築物が対象建築物に該当するかどうか及び当該大型建築物が対象建築物に該当する場合には当該対象建築物に設置される雑用水道の計画が技術基準に適合するものであるかどうかについて市長の確認を受け、節水計画確認書の交付を受けなければならない。節水計画書を提出した後に当該節水計画書の内容の変更をした場合も、また同様とする。

- 2 前項の規定により節水計画書についての確認を受けた建築主は、当該節水計画書の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしたとき（変更後の建築物が大型建築物に該当しないこととなるときを除く。）は、速やかに当該変更後の節水計画書を市長に提出し、当該節水計画書に係る大型建築物が対象建築物に該当するかどうか及び当該大型建築物が対象建築物に該当する場合には当該対象建築物に設置される雑用水道の計画が技術基準に適合するものであるかどうかについて市長の確認を受け、節水計画確認書の交付を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により節水計画書についての確認を受けた建築主は、当該節水計画書の内容について規則で定める軽微な変更をしたとき又は当該節水計画書の内容の変更をした場合において変更後の建築物が大型建築物に該当しないこととなるときは、速やかにこれらの変更後の節水計画書を市長に提出しなければならない。
- 4 節水計画書の様式その他節水計画書についての確認に関し必要な事項は、規則で定める。

（確認及び指導等）

第12条 市長は、前条第1項又は第2項の規定により節水計画書が提出された場合において、当該節水計画書に係る大型建築物が対象建築物に該当すると認めたときは、速やかに当該節水計画書における雑用水道の計画が技術基準に適合するものであるかどうかを審査し、審査の結果に基づいて技術基準に適合するものであることを確認したときは、当該建築主に節水計画確認書を交付しなければならない。この場合において、当該節水計画書に係る大型建築物が対象建築物に該当しないと認めたときは、市長は、当該建築主にその旨を記載した節水計画確認書を交付するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する場合において、節水計画書における雑用水道の計画が技術基準に適合しないと認めたときは、当該建築主に対し、その旨を通知するとともに、これを是正するために必要な措置を講じるよう命じることができる。
- 3 市長は、対象建築物の建築主に対し、水の有効利用及び節水に関する取組の推進を図る観点から、必要に応じて助言又は指導を行うことができる。

（工事完了の届出及び完了検査）

第13条 対象建築物の建築主は、雑用水道の設置工事を完了したときは、規則で定めるところにより市長にその旨を届け出て、雑用水道の構造及び機能に関し、市長の検査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の検査の結果、当該雑用水道が技術基準（規則で定める事項を除く。次項において同じ。）に適合していると認めたときは、建築主に対し雑用水道検査済証を交付するものとする。
- 3 市長は、第1項の検査の結果、当該雑用水道が技術基準に適合していないと認めたときは、建築主にその旨を通知するとともに、当該建築主に対して必要な指導をし、又はこれを是正するために必要な措置を講じるよう命じることができる。

（維持保全）

第14条 この条例の規定に基づき雑用水道が設置されている建築物を所有し、又は管理する者は、当該雑用水道を技術基準に基づいて適切に維持し、及び保全するよう努めなければならない。

- 2 市は、再生水を供給するための施設を適切に維持し、及び保全するとともに、広域循環型雑用水道が設置されている建築物に対して、再生水を安定的に供給しなければならない。

（立入検査）

第15条 市長は、この節の規定を施行するため必要な限度において、対象建築物の建築主から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして当該対象建築物若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、雑用水道の構造及び機能に関し検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、当該立入検査に従事する職員であることを証する証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（勧告及び公表）

第16条 市長は、対象建築物の建築主が第8条第1項の規定に違反して雑用水道を設置しないとき又は第10条第2項の規定に違反して雑用水道を技術基準に適合させないときは、当該建築主に対し、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた建築主が正当な理由なく当該勧告に従わないとき又は対象建築物の建築主が正当な理由なく第13条第3項の規定による命令（第8条第1項の規定により設置された雑用水道に係るものに限る。）に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、あらかじめ、当該建築主に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第2節 節水型機器の使用奨励等

(節水型機器の使用奨励等)

- 第17条 市長は、市民及び事業者が水の利用に際して用いる器具、用具その他の機器（以下「水使用機器」という。）であってその構造上節水を図ることができるもののうち、市民及び事業者が入手することが容易でかつ節水の効果が高いと認められるものについて、その種別、基準及び型式を指定することができる。
- 2 市長は、市民及び事業者に対し、前項の規定により指定した水使用機器（以下「節水型機器」という。）の使用を奨励するものとする。
 - 3 市民及び事業者は、水使用機器を購入し、又は設置するときは、節水型機器を選択するよう努めなければならない。
 - 4 市長は、水使用機器を製造し、又は販売する者に対し、節水型機器の普及促進及びその効果の向上を図るための開発促進について働きかけるものとする。

(補助金の交付)

- 第18条 市長は、対象建築物に個別循環型雑用水道を設置し、その設置について雑用水道検査済証の交付を受けた建築主に対して、規則で定めるところにより、補助金を交付することができる。

(優良者の表彰)

- 第19条 市は、水の有効利用及び節水に関する取組が優良で顕著な市民及び事業者に対して、その取組をたたえ、表彰することができる。

第3章 雑則

(委任)

- 第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第2章第1節及び第18条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に建築確認申請等がされる建築物について適用する。

(経過措置)

- 3 施行日から平成15年12月31日までの間に建築確認申請等がされた建築物に係るこの条例の規定の適用については、第11条第1項中「これらの大型建築物に係る法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知（以下「建築確認申請等」という。）をしようとする日の30日前までに、当該大型建築物」とあるのは、「速やかに、これらの大型建築物」とする。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福岡市節水推進条例（平成 15 年福岡市条例第 39 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 原水 雑用水道において供給される雑用水の原料となる水（補給装置により補給される水を除く。）をいう。
- (2) 原水貯留槽 水処理設備で雑用水として製造される前の原水を貯留するための施設をいう。
- (3) 水処理設備 雑用水道において供給される雑用水を製造するための施設をいう。
- (4) 貯留槽 水処理設備で製造された雑用水を貯留するための施設（福岡市再生水利用下水道事業に関する条例（平成 15 年福岡市条例第 42 号）第 2 条第 6 号に規定する再生水受水槽を含む。）をいう。
- (5) 補給装置 雑用水道において原水の不足又は水質の悪化を防止するため、水道水その他の水処理設備において雑用水とするための製造を行う必要がない水を補給する施設をいう。
- (6) 雑用水給水設備 貯留槽に貯留された雑用水を供給するための増圧装置、雑用水給水管、水使用機器及びこれらに附属する設備をいう。

(節水対象部分から除外する用途)

第 3 条 条例第 2 条第 2 号に規定する規則で定める用途は、次に掲げる用途とする。

- (1) 電気室、機械室及び通信機械室であって専ら当該建築物のために設置されたもの以外のもの
- (2) 工場の生産用機械室であって居室に該当しないもの

(特定用途)

第 4 条 条例第 2 条第 7 号に規定する規則で定めるその他の用途は、次に掲げる用途とする。

- (1) 植栽への散水の用途
- (2) 建築物の清掃の用途

(促進区域の指定等)

第 5 条 条例第 9 条第 2 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 促進区域の名称
- (2) 促進区域の範囲
- (3) 促進区域の指定年月日（促進区域を変更する場合にあっては、変更年月日）

(技術基準)

第 6 条 条例第 10 条第 1 項に規定する技術基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 雑用水道の方式については、次のとおりとすること。
 - ア 雑用水の供給量は、使用水量に対応できるものであること。
 - イ 水処理の方式は、原水の水質及び水量、雑用水の用途並びに水処理設備の管理方法が勘案された適切かつ効率的な方式であること。
- (2) 個別循環型雑用水道の原水については、安定した水質及び水量が確保できる雑排水等のうち水処理設備で雑用水として製造されることにより第 9 号の水質に関する基準を満たすこととなると見込まれるものとする。
- (3) 雑用水道には、次に掲げる要件を備えた原水貯留槽及び水処理設備を設置すること。ただし、雑用水の水質が第 9 号に規定する基準に常に適合しうるものと市長が認めるときは、原水貯留槽及び水処理設備を設置しないことができる。
 - ア 水圧、土圧その他の荷重に対する十分な耐力と耐水性を有する構造及び材質であること。

イ 原水の水質が最も低下する場合においても十分その機能が発揮できるものであること。

ウ 水処理設備にあつては、スクリーン及び原水調整槽並びに生物処理、沈殿処理、ろ過処理、活性炭処理、オゾン処理、塩素処理その他の処理方式の設備を単独で又は組み合わせて設けるものであること。

(4) 雑用水道には、次に掲げる要件を備えた貯留槽を設置すること。

ア 補給装置を設けること。

イ 個別循環型雑用水道及び雨水を利用する非循環型雑用水道における補給装置には、補給水量（補給装置により補給される水の量をいう。以下同じ。）を把握するためのメーターを管理しやすい位置に設けること。

ウ 補給装置により水道水を補給する場合は、雑用水が補給装置に逆流することを防止できるように、吐水口と受口との間隙を 15 センチメートル以上とすること。

(5) 雑用水給水設備については、他の給水設備の系統とは異なる独立した系統により雑用水を供給するものとする。

(6) 雑用水給水管については、次のとおりとすること。

ア 雑用水に対して十分な耐食性を有し、使用圧力に十分耐えうる材質であること。

イ 建築物内に設置する部分には、他の用途に使用される管と識別できるように、次に掲げる措置を講じること。

(ア) いんぺい配管は、その表面に黄緑色の表示テープを巻くこと。

(イ) 露出配管は、その表面に黄緑色の表示テープを巻くとともに、仕切弁付近等の要所に雑用水と記載すること。

ウ 運転水量を把握するためのメーターを管理しやすい位置に設けること。

(7) 雨水を原水として利用する場合については、次のとおりとすること。

ア 集中豪雨時等の急激な雨水の流入に対応できる構造の集水装置を設置すること。

イ 雨水のみを原水として利用するときは、雨水利用率（年間雨水利用可能量の年間雑用水使用量に占める割合をいう。）を 50 パーセント以上とすること。

(8) 雑用水の使用については、次のとおりとすること。

ア 雑用水を使用する箇所には、誤使用を防止するため、雑用水が使用されている旨の表示を使用者に分かりやすい位置に行うこと。

イ 雑用水を使用する便器に洗浄水貯留タンクを設ける場合は、手洗いができるものとしなないこと。

ウ 温水洗浄便座に使用する洗浄水には、雑用水を使用しないこと。

(9) 雑用水の水質の管理については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 4 条第 1 項の建築物環境衛生管理基準の規定に則して行うこと。

(10) 雑用水を植栽への散水及び建築物の清掃の用途に使用する場合については、給水栓は、一般の者が容易に操作できない構造とすること。

（雑用水道の管理）

第 7 条 雑用水道が設置されている建築物を所有し、又は管理する者は、定期的に運転水量及び補給水量を記録するとともに、運転状況を常に把握しなければならない。

2 前項に規定する者が個別循環型雑用水道又は雨水を利用する非循環型雑用水道を設置する場合には、原水貯留槽に貯留された原水についても衛生上支障のないよう管理しなければならない。

（節水計画書）

第 8 条 条例第 11 条第 1 項の規定により提出する節水計画書は、様式第 1 号に、次に掲げる図書を添付したものである。

(1) 付近見取図

(2) 面積表

(3) 給排水設備の各階平面図

(4) 給排水設備の系統図及び機器仕様書

(5) 水処理フロー図

(6) 給水計算書

(7) 水収支・給排水フロー図

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

- 2 条例第 11 条第 2 項の規定により提出する節水計画書は、様式第 2 号に、前項各号に掲げる図書を添付したものとする。
- 3 条例第 11 条第 3 項の規定により提出する節水計画書は、様式第 3 号に、第 1 項各号に掲げる図書を添付したものとする。
- 4 前 3 項に規定する節水計画書は、2 部提出しなければならない。ただし、当該節水計画書に係る大型建築物が対象建築物に該当すると市長が認めるときは、建築主は、さらに 2 部を追加して提出しなければならない。
- 5 節水計画書の記載は、次のとおりに行わなければならない。

(1) 記載する水量については、社団法人空気調和・衛生工学会が定めた基準により算出した水量とすること。ただし、類似施設等における実績があり、当該実績に基づいて算出することが合理的であると市長が認めるときは、当該実績に基づいて算出した水量とすることができる。

(2) 第 1 項各号に掲げる図書については、配管及び水使用機器を、水道水を供給する系統は赤色に雑用水を供給する系統は黄緑色にそれぞれ着色すること。

(3) 第 1 項第 2 号の面積表及び同項第 3 号の給排水設備の各階平面図については、節水対象部分の位置及び各部分の用途を明記すること。

(4) 第 2 項及び第 3 項の節水計画書については、変更に係る箇所を明記すること。

(変更手続に係る特例)

第 9 条 建築主は、建築物の計画の変更を行う場合においてその変更が雑用水道の計画に影響がないと市長が認めるときは、変更後の節水計画書を提出することを要しない。

(軽微な変更)

第 10 条 条例第 11 条第 2 項に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 大型建築物を新築する場合の延べ面積又は大型建築物となる建築物を増築する場合の床面積の合計の変更でその増減が 100 平方メートルの範囲内であるもの

(2) 節水量の変更を伴わない雑用水道の配置箇所の変更

(3) 建築物の名称、建築主又は建築場所の変更

(4) 条例第 12 条第 1 項後段の規定により節水計画確認書の交付を受けた建築物の建築主が当該建築物の計画の変更を行う場合における当該変更でその変更後の建築物が対象建築物に該当しないもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更と認めるもの

(節水計画確認書)

第 11 条 条例第 12 条第 1 項前段の節水計画確認書は様式第 4 号に、同項後段の節水計画確認書は様式第 5 号によるものとする。

(工事完了の届出及び完了検査)

第 12 条 条例第 13 条第 1 項の規定による届出は、雑用水道工事完了届(様式第 6 号)を提出して行うものとする。

2 雑用水道の施工者は、前項の雑用水道工事完了届の提出前に、あらかじめ当該雑用水道が技術基準(第 4 項に規定する事項を除く。次条において同じ。)に適合しているかどうかについて検査を行わなければならない。

3 条例第 13 条第 1 項の検査(以下「完了検査」という。)のうち誤接合の有無を確認する検査は、対象建築物の用途及び規模並びに雑用水道の方式に照らし合理的であると認められる方法により行うものとする。

4 条例第 13 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、第 6 条第 9 号に掲げる事項とする。

5 条例第 13 条第 2 項の雑用水道検査済証は、様式第 7 号によるものとする。

(中間検査)

第 13 条 対象建築物の建築主は、雑用水道の設置工事が完了する前に、当該対象建築物の部分を仮使用する必要があるときは、当該部分に係る雑用水道の部分について、雑用水道工事部分完了届(様式第 8 号)を市長に提出して中間検査の実施を求めることができる。

2 市長は、中間検査の結果、雑用水道の部分が技術基準に適合していると認めるときは、建築主に対し雑用水道中間検査済証(様式第 9 号)を交付するものとする。

- 3 市長は、中間検査を行った雑用水道の設置工事が完了した場合において、完了検査を実施するときは、前項の規定により交付された雑用水道中間検査済証に係る雑用水道の部分については、完了検査をすることを要しない。
- 4 前条第2項及び第3項の規定は、中間検査について準用する。
- 5 市長は、中間検査の結果、当該雑用水道が技術基準に適合していないと認めるときは、建築主にその旨を通知するとともに、当該建築主に対して必要な指導をし、又はこれを是正するために条例第13条第3項の規定による命令を行うものとする。

(措置命令の方式)

第14条 条例第12条第2項又は第13条第3項の規定による命令は、措置命令書(様式第10号)を交付して行うものとする。

(職員の証明書の様式)

第15条 条例第15条第2項の証明書は、様式第11号によるものとする。

(勧告の方式)

第16条 条例第16条第1項の規定による勧告は、勧告書(様式第12号)を交付して行うものとする。

(意見陳述の方法)

第17条 条例第16条第3項の規定による意見の陳述は、書面により行わなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、口頭その他の方法により行うことができる。

(補助金の交付)

第18条 条例第18条の規定による補助金の交付は、条例第8条第1項の規定に基づき技術基準に適合する個別循環型雑用水道を新たに設置した者(国、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等、地方公共団体及びこれらが出資している法人を除く。)に対し、個別循環型雑用水道に係る設備のうち原水貯留槽、水処理設備及び貯留槽の設置に要する費用(し尿浄化槽の設置に要する費用を除く。)の一部について行うものとする。

(規定外の事項)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、公布の日から施行する。

様式第1号
(1枚目)

節 水 計 画 書 (新築・増築)

年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

建築主 住 所
氏 名
電 話 - - 印

設計者 住 所
氏 名
電 話 - -
担当者

福岡市節水推進条例第11条第1項の規定により節水計画書を提出します。

この計画書に記載の事項は、事実と相違ありません。この計画書に記載した内容に変更を生じた場合は、速やかに所定の変更手続きを行います。

建築局受付欄	水道局受付欄	備 考

注意

- 1 印の欄は、記入しないでください。
- 2 本様式のうち、2枚目以降については、該当する部分のみ記入してください。

計画概要

1 建築物の概要						
建築物の名称						
建築物の場所(地名地番)		福岡市 区				
下水処理区域		区域内・区域外	雑用水道設置促進区域	区域内・区域外		
主要用途			階数	地上階・地下階		
対象建築物該当性の有無		対象・対象外	建築確認申請予定日	年 月 日		
工事予定期間		年 月 日 ~ 年 月 日				
		既設部分	今回計画部分	将来計画部分	合計	
延べ面積又は増築される部分の床面積の合計		m ²	m ²	m ²	m ²	
節水対象部分の床面積の合計		m ²	m ²	m ²	m ²	
上水日最大使用水量 : A		m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	
2 既提出節水計画書 注)当該建築物の敷地又は当該敷地を含む一団の土地に存する建築物に係る節水計画書を提出しているもののみ記入						
節水計画確認書番号		交付年月日	特記事項			
3 雑用水道計画						
方式		個別循環型 ・ 広域循環型 ・ 非循環型 [雨水・その他 ()]				
特定設備以外の設備の部分への雑用水の利用の有無		・有 ・無	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽散水用水 ・清掃用水 ・その他 () 			
建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物の該当性の有無		該当する ・ 該当しない				
再生水給水口径(広域循環型の場合)		mm				
		既設部分	今回計画部分	将来計画部分	合計	
使用量	個別循環型	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	
	広域循環型	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	
	非循環型	雨水	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
		その他 ()	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
	合計 : B		m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
節水率 : B / (A + B)		%	%	%	%	
4 備考						

(3 枚目)

(1) 雑用水道が個別循環型雑用水道である場合

原水の種別	雑排水 ・ 汚水 ・ その他 ()	
処理方式		
消毒方式		
原水貯留槽容量	m ³	
貯留槽容量	m ³	
水処理設備	必要量	m ³ /日
	処理能力	m ³ /日
水処理設備の フ　ロ　ー　図		
備考		

(3 枚目)

(2) 雑用水道が非循環型雑用水道である場合

処 理 方 式			
消 毒 方 式			
原 水 貯 留 槽 容 量			m ³
貯 留 槽 容 量			m ³
水処理設備のフロー図			
雨 水 利 用	集 水 面 積 : A	m ²	
	年 間 降 水 量 : B	1 7 0 5 mm	
	年間雨水集水量 : C	m ³ /年	(C = A × B × 0.9 (流出係数) / 1000)
	雨水利用可能率 : D	%	注) 雨水利用マニュアルの計画線図による
	年間雨水利用可能量 : E	m ³ /年	(E = C × D)
	雨水利用可能量 : e	m ³ /日	(E / 年間使用日数)
	年間雑用水使用量 : F	m ³ /年	
	雨 水 利 用 率 : G	%	(G = E / F)
	豪 雨 時 流 入 対 策		
		注) 雨水利用マニュアル(福岡県版)を参照のこと。	
そ の 他 ()	原 水 の 種 類		
	原 水 取 水 量	m ³	
	原 水 使 用 量	m ³	
備考			

節 水 計 画 書 (変 更)

年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

建築主 住 所
氏 名
電 話 - - 印

設計者 住 所
氏 名
電 話 - -
担当者

福岡市節水推進条例第11条第2項の規定により節水計画書を提出します。
この計画書に記載の事項は、事実と相違ありません。記載の内容に変更を生じた場合は、速やかに所定の変更手続きを行います。

建築局受付欄	水道局受付欄	備 考

注意

- 1 印の欄は、記入しないでください。
- 2 本様式のうち、2枚目以降については、該当する部分のみ記入してください。

計画変更概要

1 建築物の概要				
建築物の名称				
建築物の場所	地名地番	福岡市	区	
	住居表示	福岡市	区	
節水計画確認書の 交付年月日及び番号		年	月 日 第 号	
2 建築物の変更内容				
変更理由				
変更事項		変更前	変更後	
延べ面積又は増築される 部分の床面積の合計		m ²	m ²	
節水対象部分の床面積の合計		m ²	m ²	
主要用途				
階数		地上 階・地下 階	地上 階・地下 階	
上水日最大使用水量 : A		m ²	m ²	
その他の変更事項				
3 雑用水道の変更内容				
変更事項		変更前	変更後	
方式				
使用量	個別循環型	m ³ /日	m ³ /日	
	広域循環型	m ³ /日	m ³ /日	
	非循環型	雨水	m ³ /日	m ³ /日
		その他()	m ³ /日	m ³ /日
	合計 : B		m ³ /日	m ³ /日
節水率 : B / (A + B)		%	%	
その他の変更事項 注) 節水便器の変更は、下水道局保全課に届けてください。				
4 備考				

(3 枚目)

(1) 雑用水道が個別循環型雑用水道である場合

原水の種別	雑排水 ・ 汚水 ・ その他 ()	
処理方式		
消毒方式		
原水貯留槽容量	m ³	
貯留槽容量	m ³	
水処理設備	必要量	m ³ /日
	処理能力	m ³ /日
水処理設備の フ ロ - 図		
備考		

(3 枚目)

(2) 雑用水道が非循環型雑用水道である場合

処 理 方 式			
消 毒 方 式			
原 水 貯 留 槽 容 量			m ³
貯 留 槽 容 量			m ³
水処理設備のフロー図			
雨 水 利 用	集 水 面 積 : A	m ²	
	年 間 降 水 量 : B	1 7 0 5 mm	
	年間雨水集水量 : C	m ³ /年	(C = A × B × 0.9 _(流出係数) /1000)
	雨水利用可能率 : D	%	注) 雨水利用マニュアルの計画線図による
	年間雨水利用可能量 : E	m ³ /年	(E = C × D)
	雨水利用可能量 : e	m ³ /日	(E /年間使用日数)
	年間雑用水使用量 : F	m ³ /年	
	雨 水 利 用 率 : G	%	(G = E / F)
	豪 雨 時 流 入 対 策		
	注) 雨水利用マニュアル(福岡県版) 参照のこと		
そ の 他 ()	原 水 の 種 類		
	原 水 取 水 量	m ³	
	原 水 使 用 量	m ³	
備考			

節 水 計 画 書 (軽 微 な 変 更)

年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

建築主 住 所
氏 名 印
電 話 - -

福岡市節水推進条例第11条第3項の規定により節水計画書を提出します。
この計画書に記載の事項は、事実と相違ありません。記載の内容に変更を生じた場合は、速やかに所定の変更手続きを行います。

建 築 物 の 名 称			
建築物の場所	地名地番	福岡市	区
	住居表示	福岡市	区
節水計画確認書の交付年月日及び番号		年 月 日	第 号
変 更 理 由			
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
延べ面積又は増築される部分の床面積の合計		m ²	m ²
節水対象部分の床面積の合計		m ²	m ²
再生水給水口径(広域循環型の場合)		mm	mm
その他の変更事項			
備考		建築局受付欄	
注意 1 印の欄は、記入しないでください。 2 本様式のうち、該当する部分のみ記入してください。			

節 水 計 画 確 認 書

第 年 月 日

建築主

様

福岡市長

印

年 月 日付で提出のあった節水計画書に係る大型建築物が対象建築物に該当し、かつ、当該節水計画書における雑用水道の計画が技術基準に適合するものであることを認めます。

備考

- 1 この確認書に係る節水計画書の変更をする場合は、速やかに所定の変更手続きを行ってください。
- 2 建築確認申請の際に、この確認書の写しを添付してください。
- 3 給水申込みの際に、この確認書及び節水計画書の写しを添付してください。

節 水 計 画 確 認 書

第 年 月 日

建築主

様

福岡市長 印

年 月 日付けで提出のあった節水計画書に係る大型建築物が対象建築物に
該当しないことを認めます。

備考

- 1 この確認書に係る節水計画書の変更をする場合は、速やかに所定の変更手続きを行ってください。
- 2 建築確認申請の際に、この確認書の写しを添付してください。
- 3 給水申込みの際に、この確認書及び節水計画書の写しを添付してください。

雑用水道工事 完了届

年 月 日

(あて先) 福岡市長

建築主 住所
氏名 印
電話 - -

雑用水道の設置工事が完了し、福岡市節水推進条例施行規則第12条第2項の規定により施工者の検査が行われ、技術基準に適合していることが確認されたので、福岡市節水推進条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 節水計画確認書の 交付年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 建築物の名称	
3 主要用途	
4 建築物の場所	地名地番 福岡市 区
	住居表示 福岡市 区
5 方 式	個別循環型・広域循環型・非循環型 ()
6 雑用水道工事の施工者	会社名 担当者 電 話
7 工事完了年月日	年 月 日
8 完了検査希望日	年 月 日

備考

- 1 太枠内のみ記入してください。
- 2 建築物の名称が決定したものについては、決定後の名称で記入してください。
- 3 建築物の場所の欄については、建築物に住居番号がつけられた場合は、住居表示も記入してください。
- 4 この完了届は、建築局建築審査課に提出してください。
- 5 完了検査希望日の14日前までに検査予約をしてください。なお、日程の都合により検査希望日どおり検査できない場合がありますのでご了承ください。

受付欄	検査欄		
	検査日	検査員	確認
	年 月 日		

雑用水道検査済証

第 年 月 日 号

建築主

様

福岡市長

印

福岡市節水推進条例第13条第1項の規定による検査の結果、次の建築物に設置している雑用水道が技術基準に適合していることを認めます。

記

1 節水計画確認書の交付年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 建築物の名称	
3 建築物の場所	地名地番 福岡市 区
	住居表示 福岡市 区
4 完了検査年月日	年 月 日
5 備考	

雑用水道工事 部分完了届

年 月 日

(あて先) 福岡市長

建築主 住 所
氏 名 印
電 話 - -

雑用水道の部分について、福岡市節水推進条例施行規則第 13 条第 4 項の規定において準用する第 12 条第 2 項の規定により施工者の検査が行われ、技術基準に適合していることが確認されたので、同規則第 13 条第 1 項の規定に基づき、中間検査の実施を申請します。

1 節 水 計 画 確 認 書 の 交 付 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
2 建 築 物 の 名 称	
3 主 要 用 途	
4 建 築 物 の 場 所	地名地番 福岡市 区
	住居表示 福岡市 区
5 方 式	個別循環型・広域循環型・非循環型 ()
6 雑用水道工事の施工者	会社名 担当者 電 話
7 部 分 完 了 年 月 日	年 月 日
8 中 間 検 査 希 望 日	年 月 日
9 中 間 検 査 対 象 部 分	

備考

- 1 太枠内のみ記入してください。
- 2 建築物の名称が決定したものについては、決定後の名称で記入してください。
- 3 建築物の場所の欄については、建築物に住居番号がつけられた場合は、住居表示も記入してください。
- 4 この完了届は、建築局建築審査課に提出してください。
- 5 中間検査希望日の 14 日前までに検査予約をしてください。なお、日程の都合により検査希望日どおり検査できない場合がありますのでご了承ください。

受付欄	検 査 欄		
	検 査 日	検 査 員	確 認
	年 月 日		

雑用水道中間検査済証

第 年 月 日 号

建築主

様

福岡市長

印

福岡市節水推進条例施行規則第13条第1項の規定による検査の結果、次の建築物に設置している雑用水道のうち中間検査の対象とした部分が技術基準に適合していることを認めます。

記

1 節水計画確認書の 交付年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 建築物の名称	
3 建築物の場所	地名地番 福岡市 区
	住居表示 福岡市 区
4 中間検査年月日	年 月 日
5 中間検査対象部分	
6 備 考	

措置命令書

第 年 月 日 号

建築主

様

福岡市長

印

あなたが福岡市節水推進条例の規定により次の建築物に設置する
雑用水道については、技術基準に適合しないので、同条例 第12条第2項
していないので、同条例 第13条第3項
の規定により、当該雑用水道について次の措置を講じるよう命じます。

記

1 節水計画確認書 交付日及び番号	年 月 日 第 号
2 建築物の名称	
3 建築物の場所	地名地番 福岡市 区
	住居表示 福岡市 区
4 雑用水道の方式	
5 措置の内容及び理由	

備考 この命令に不服がある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡市長に対して、異議申立てをすることができます。

証 明 書

第 号

職氏名

上記の者は、福岡市節水推進条例第 1 5 条第 1 項の規定により、同条例を施行するため対象建築物又はその業務に関係のある場所に立ち入り、検査をする職権を有する者であることを証明する。

年 月 日

福 岡 市 長

印

福岡市節水推進条例（抜粋）

（立入検査）

第15条 市長は、この節の規定を施行するため必要な限度において、対象建築物の建築主から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして当該対象建築物若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、雑用水道の構造及び機能に関し検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、当該立入検査に従事する職員であることを証する証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

勧 告 書

第 年 月 日 号

建築主

様

福岡市長 印

福岡市節水推進条例第 1 6 条第 1 項の規定により、次のとおり勧告します。

1 節水計画確認書の 交付年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 建築物の名称	
3 建築物の場所	地名地番 福岡市 区
	住居表示 福岡市 区
4 雑用水道の方式	
5 勧告の内容	
6 勧告の理由	

備考 正当な理由なくこの勧告に従わないときは、その旨を公表することがあります。